

藤沢市届出保育施設運営支援事業補助金交付要綱

制定平成26年 1月 1日
改正平成26年 9月 1日
改正平成27年 4月 1日
改正平成29年 3月 2日
改正平成30年 1月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所又は認定こども園への移行を希望する届出保育施設に対して、円滑な移行を支援するため、運営費に対する補助を実施すること及び利用者負担額の軽減のための補助を実施することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定により、届出をする義務を有する施設（事業所内に設置された保育施設を除く。）であって、神奈川県各市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）に設置されたものをいう。
- (2) 補助対象児童 この市の区域内に居住する小学校就学前の始期に達するまでの者であって、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第2号及び第3号に規定する教育・保育給付の支給要件に該当している者をいう。ただし、教育・保育給付を現に受けていない者とする。
- (3) 認可保育所 法第35条第4項の規定に基づき、設置された保育所をいう。
- (4) 認定こども園 神奈川県認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）第2条各号又は第3条各号に規定する要件に適合し、認定された施設をいう。
- (5) 認可化計画 届出保育施設が作成する、当該施設が認可保育所又は認定こども園に移行するための計画をいう。
- (6) 藤沢型認定保育施設 届出保育施設のうち、藤沢型認定保育施設事業実施要領（平成28年4月1日施行）の規定により認定した施設をいう。
- (7) 地方単独保育施設 「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日付雇児発0413第36号。平成29年3月31日雇児発0331第9号により一部改正。）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」の1に規定する地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 「運営費に対する補助」の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たした市内に設置された届出保育施設で、補助対象児童を対象に保育を実施し、かつ、神奈川県保育主管課から認可化計画を承認されたものとする。

(1) 当該事業開始後5年以内に認可保育所又は認定こども園への移行を希望している施設であること。

(2) 次のアまたはイのいずれかに該当し、継続的に安定した運営がされている施設であること。

ア 藤沢型認定保育施設

イ アに該当しないもののうち、保育事業を開始してから3年以上経過していて、かつ、神奈川県により、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている届出保育施設

(3) 設置主体は個人又は民間事業者（以下「事業者等」という。）であって、次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

ア 健全かつ円滑に児童の保育を実施することができる者であること。

イ 保育の実施に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がない者であること。少なくとも、次の①及び②を満たしていること。

① 当該施設（又はその設置者が複数の施設を運営する場合にはそれらすべての施設）において、児童の預かり中の死亡事故又はそれに準じる重大な事故が発生していないこと。但し、それらの事故が、事業者等の過失によらない事が明らか、かつ、発生から5年を経過しているものについてはこの限りではない。

② 事業者等の保育内容に対して苦情がないこと。但し、苦情が生じた際、事業者等が何らかの対策を講じる等、当事者間で既に和解がみられたもの、又は事業者等の過失によらない事が明らかなものについてはこの限りではない。

ウ 個人以外の場合は代表者を置いていること。

(4) 施設の利用定員が、20人以上であること。

(5) 開所時間が原則として1日11時間以上であること。

(6) 休業日が原則として日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）及び12月29日から1月3日まで（休日を除く。）であり、これらの日以外の日を休業日とする場合には、あらかじめ児童の保護者に説明してその了解を得ていること。

(7) 施設の従業者（経営者を含む。）のうちから選出された施設長が当該施設に常駐していること。

(8) 職員の配置は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第33条の規定を満たすこと。ただし、保育士又はこれに代わる保育直接従事者（児童の保育に直接従事することができる施設長を含む。以下同じ。）の数が同条第2項に定める数以上で、そのうち4分の3以上が保育士又は看護師若しくは保健師若しくは助産師の資格を有する者（以下「有資格者」

という。)で保育経験がある場合は、当該事業開始後5年以内に同項に定める保育士数以上の保育士を配置することを条件とする。

(9) 施設の設備は、保育のための設備が次のアからカまでの基準をすべて満たし、かつ、当該事業開始後5年以内に設備運営基準第32条の規定を満たす見込みがあること。

ア 保育を行う部屋(以下「保育室」という。)の面積は、児童1人につき、1.98平方メートル以上であること。

イ 調理室は、児童の年齢に相応した飲食物を衛生的に提供し得る設備を有し、かつ、保育室と区画されていること。

ウ 施設内に固定電話を有すること。

エ 2歳以上の児童を保育する場合にあっては、当該児童の遊戯に適する広さの遊戯場を敷地内に有し、又は付近にこれに代わるべき場所があること。

オ 非常災害等の発生に備えて児童の安全を確保するための措置が執られていること。

カ 保育室は、原則として建物の3階以下に設置すること。

(10) 施設が開所している月曜日から土曜日までのうち、基本保育時間として設けている1か月あたり220時間の児童の保育に要する費用が、58,000円までの金額であること。

(11) 前各号に定めるもののほか、設備運営基準その他児童福祉に関わる定めを遵守して運営されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市外にある届出保育施設であって、その施設を所管する地方公共団体の長が、国の認可移行総合支援事業実施要綱に定める運営費支援の対象として適切であると認め、及び神奈川県保育主管課から認可化計画を承認されたものにおいて、補助対象児童を対象に実施される保育を、前項に規定する補助対象事業とすることができるものとする。

3 「利用者負担額の軽減のための補助」の対象となる事業は、第1項及び前項の補助対象事業を実施する届出保育施設であって、かつ、地方単独保育施設であるものにおいて実施される利用者負担額の軽減とする。

(補助金の額)

第4条 「運営費に対する補助」の金額は、別表1のとおりとする。

2 「利用者負担額の軽減のための補助」の金額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、届出保育施設運営支援事業補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に、神奈川県に当該施設の認可化計画が承認された年度(以下「計画開始年度」という。)においては次に掲げる書類のうち第1号、第3号及び第4号を、計画開始年度の次年度以降においては第2号、第3号及び第4号を添えて、市長が定める期限までに提出しなければならないものとする。

- (1) 移行計画書
- (2) 認可移行計画実施状況報告書・年度計画書
- (3) 収支予算書（第2号様式）
- (4) 在籍児童状況報告書（第7号様式）（補助金の交付を受けようとする初月の分）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、やむを得ない理由により前項の期限までに申請書及び前項各号の書類を提出することが困難であると認める者があるときは、当該期限を超えた日以後においても当該申請書及び書類を提出させることができるものとする。

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、届出保育施設運営支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をした額に「利用者負担額の軽減のための補助」が含まれているときは、前項に規定する交付決定通知書に利用者負担額軽減対象者一覧表（第4号様式）を添付するものとする。

（事業の計画変更等）

第7条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けた者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに届出保育施設運営支援事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならないものとする。

2 前項に規定する申請書の提出期日は、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、届出保育施設運営支援事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により変更交付決定をした額に「利用者負担額の軽減のための補助」が含まれているときは、前項に規定する変更交付決定通知書に利用者負担額軽減対象者一覧表（第4号様式）を添付するものとする。

（補助金の交付）

第8条 「運営費に対する補助」の交付時期は、次のとおりとする。

- (1) 4月分から 6月分まで 7月
- (2) 7月分から 9月分まで 10月
- (3) 10月分から12月分まで 1月
- (4) 1月分から 3月分まで 事業完了後

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を、同項第1号に係る補助金の交付にあつては6月末日まで、同項第2号に係る補助金の交付にあつては9月末日まで、同項第3号に係る補助金の交付にあつては12月末日まで、同項第4

号に係る補助金の交付にあつては3月末日までに、市長に提出しなければならないものとする。

3 「利用者負担額の軽減のための補助」の交付時期は次のとおりとする。

(1) 4月分から翌3月分まで 事業完了後

4 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を3月末日までに市長に提出しなければならないものとする。

(入所児童数及び運営状況等の報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号に従って市長に報告をしなければならないものとする。

(1) 各月の初日における当該施設に入所している補助対象児童数をその月の5日までに在籍児童状況報告書(第7号様式)により報告すること。

(2) 各月の当該施設の運営状況のうち、児童の状況をその月の5日までに、職員の状況を翌月の5日までに届出保育施設運営支援事業補助金台帳(第8号様式)により報告すること。

(3) 前号の規定にかかわらず、3月の職員の状況については3月31日までに報告すること。

(4) 補助対象児童の月途中入所又は月途中退所があつた場合は、4月分から9月分については10月5日までに、10月分から3月分については3月31日までに、月途中入退所児童報告書(第9号様式)により報告すること。

(就労証明書等の提出)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該施設に入所している補助対象児童の保護者から就労証明書等、日中保育ができない状況の確認書類を提出させ、毎年、市長が指定する期日までに提出しなければならないものとする。

(事業実績報告書の提出)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、届出保育施設運営支援事業補助金事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の翌年度の4月5日までに市長に提出するものとする。ただし、交付を受けた補助金に「利用者負担額の軽減のための補助」が含まれていない場合は、第2号に掲げる書類の提出はしないものとする。

(1) 収支決算書(第11号様式)

(2) 利用者負担額軽減証明書(第12号様式)

(3) その他市長が必要と認めた書類

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5

年間保管整備しておくものとする。

(併給の禁止)

第13条 この要綱に定めるところにより、補助金の交付の対象となった者は、藤沢型認定保育施設運営費補助金及び藤沢市届出保育施設利用者支援事業費補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、当該施設が最初に補助金の交付を受けてから5年以内に設備運営基準32条又は第33条第2項もしくはその両方の基準を満たさなかった場合は、補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、利用者負担額軽減証明書が提出されない等の理由により、利用者負担額の軽減のための補助金が当該利用者負担額の軽減のために使われたことが確認出来ないときは、補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、届出保育施設運営支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日を限りに、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。但し、この要綱は平成26年4月1日に遡及し適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月2日から施行するものとし、改正後の藤沢市届出保育施設運営支援事業補助金交付要綱は平成28年4月1日から適用する。但し、この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により提出され、又は、交付した書面は改正後の藤沢市届出保育施設運営支援事業補助金交付要綱の規定により提出され、又は、交付した書面とみなす。
- 2 第11条に規定する事業実績報告書の提出期限については、平成28年度に限り翌年度の5月31日とする。

- 3 「利用者負担額の軽減のための補助」の交付は、「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱（平成28年8月9日 府子本第506号通知）」等に規定される国・県の補助制度の廃止又は改正により事業者に対する交付額の全ての額を国又は県が負担するものでなくなった場合は、実施しないものとする。
- 4 補助金の交付決定を受けた者であって、その交付決定を受けた額に「利用者負担額の軽減のための補助」が含まれているときは、平成28年度に限っては、各月において利用者が実際に負担した額を、平成28年度における利用者負担額報告書(第13号様式)により、市長が定める期限までに報告しなければならないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月24日から施行するものとし、改正後の藤沢市届出保育施設運営支援事業補助金交付要綱は平成29年4月1日に遡及し、適用する。
- 2 補助金の交付決定を受けた者であって、その交付決定を受けた額に「利用者負担額の軽減のための補助」が含まれているときは、平成29年度に限っては、途中入退所月において利用者が実際に負担した額を、平成29年度月途中入退所児童利用者負担額報告書(第14号式)により、市長が定める期限までに報告しなければならないものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

<運営費に対する補助の金額>

職員の配置区分		補助対象児童の年齢区分	補助対象児童 1 人あたりの月額
ア	設備運営基準第 3 3 条を満たす施設	乳児	1 0 7, 0 0 0 円
		1・2 歳児	5 7, 0 0 0 円
		3 歳児	2 2, 0 0 0 円
		4・5 歳児	1 8, 0 0 0 円
イ	第 3 条第 1 項第 8 号に規定する有資格者の割合が設備運営基準第 3 3 条第 2 項に定める数に対して 4 分の 3 以上である施設	乳児	8 9, 0 0 0 円
		1・2 歳児	4 8, 0 0 0 円
		3 歳児	1 8, 0 0 0 円
		4・5 歳児	1 5, 0 0 0 円

備 考

- 1 運営費に対する補助の金額は、各月の実績に基づいた職員の配置区分並びに補助対象児童の年齢区分に応じて得た額とする。
- 2 補助対象児童の年齢区分は、保育の実施が行われた年度の初日の前日における児童の年齢によって決定するものとする。
- 3 補助対象児童の月途中入所又は月途中退所があった場合は、次の算式により算定した額を当該補助対象児童のその月の額とする。

・算式 1 (月途中入所児童の場合)

年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数 (2 5 日を超える場合は 2 5 日) ÷ 2 5 日

・算式 2 (月途中退所児童の場合)

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数 (2 5 日を超える場合は 2 5 日) ÷ 2 5 日

別表 2 (第 4 条関係)

< 1. 利用者負担額の軽減のための補助の金額 >

補助対象児童 1人あたり月額	20,000円 ただし、他の助成を受けている場合はその額を除くものとし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 (1) 対象施設が所在する地方公共団体における認可保育所の平均利用者負担額と対象施設の平均利用者負担額の差が月額20,000円未満の場合、その額を補助するものとする。 (2) 対象施設が藤沢型認定保育施設であり、利用者が藤沢型認定保育施設保育料補助金の助成を受けている場合は、その助成額を差し引いた額を利用者負担額の軽減のための補助の金額とし、利用者負担軽減額調査のための同意書(第15号様式)に基づき算出するものとする。
-------------------	--

備 考

補助対象児童の月途中入所又は月途中退所があった場合は、次の算式により算定した額を当該補助対象児童のその月の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

・算式 1 (月途中入所児童の場合)

(上記により算出した補助対象児童1人あたり月額補助額) × (その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)) ÷ 25日

・算式 2 (月途中退所児童の場合)

(上記により算出した補助対象児童1人あたり月額補助額) × (その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)) ÷ 25日

< 2. 交付の条件 >

- | |
|--|
| (1) 対象施設が地方単独保育施設の場合に限り交付の対象とする。
(2) 当該補助分を施設が利用者負担額の減額に充てる場合に限り交付の対象とする。
(3) 各月初日(その日が施設の休業日である場合はその次の開所日。)に対象施設に入所している補助対象児童を利用者負担額軽減の対象とする。 |
|--|

< 3. 認可保育所の平均利用者負担額と対象施設の平均利用者負担額の算出方法 >

(1) 認可保育所の平均利用者負担額の算出方法

(ア) 基準月は、各年度4月及び9月とする。

(イ) 「基準月において本市が徴収した保育料の総額 (※)」を「基準月において本市が保育料を徴収した児童の数 (※)」で除した金額を、本市の平均利用者負担額とする。

(ウ) (イ) の計算は、3歳未満の児童と3歳以上の児童に分けるものとする。

(エ) (ア) から (ウ) の規定にかかわらず、市外の地方公共団体における認可保育所の平均利用者負担額は、当該地方公共団体の長が算出した額に準ずるものとする。

(2) 対象施設の利用者負担額の算出方法

(ア) (1) の算出方法に準じるものとする。

(イ) 対象施設において補助対象児童以外の児童を保育している場合、当該児童は平均利用者負担額の積算に含めないものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定にかかわらず、「利用者負担額の軽減のための補助」の対象となった市外の届出保育施設の平均利用者負担額は、その施設を所管する地方公共団体の長が算出した額に準ずるものとする。

(※) 市外の公立保育所に藤沢市の児童が在籍している場合、保育料の額は本市が決定しますが、保育料の徴収をするのは当該公立保育所が所在する地方公共団体になります。したがって、本市の認可保育所の平均利用者負担額は、「市外公立保育所」を除いた「市内公立保育所」「市内私立保育所」「市外私立保育所」に係る児童数及び保育料に基づいて算出したものになります。